

# 家の将来について考えましょう

町では空き家が多く存在しています。空き家を放置すると、修繕費用や雪下ろしなどの管理費用が掛かること、家の倒壊や建材の飛散などにより通行人等に被害を及ぼした場合に、損害賠償を支払わなければならない可能性があること、固定資産税が高くなる可能性があることといった問題が生じます。

また令和6年4月1日以降、相続登記が義務化され、怠った場合は10万円以下の過料が課されます。

現在空き家でなくても将来空き家になる可能性があり、あらかじめ準備しておく必要があります。誰が家を引き継ぐのか、引き継がない場合は、売却、賃貸、解体などをどうしていくのかについて考えておきましょう。

空き家に係る問題を解消するための方法としては、必要に応じてリフォームをして売却や賃貸(空き家バンクの活用を含む)をする方法、解体をする方法などがあります。また売却、賃貸、解体をする前に必要な手続きとしては、相続協議、相続登記、成年後見制度の活用、境界確認などがあります。

お悩みになっている方は、相談したい内容に応じて、次の団体にご相談されることをおすすめします。



相談したい内容	団体名	連絡先
売却 賃貸	(公社)全日本不動産協会秋田県本部 県南地区協議会	☎0187(84)2139 午前9時～午後5時(日曜日、祝日を除く)
	(公社)秋田県宅地建物取引業協会 大仙地区協議会	☎0187(69)2169 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
相続登記 成年後見制度	秋田県司法書士会	☎018(824)0055 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
解体	(一社)秋田県解体工事業協会	☎018(838)6070 午前9時30分～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)
リフォーム リノベーション	仙北建築士会	☎0187(62)4320 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
境界確認 建物滅失登記	秋田県土地家屋調査士会大曲支部	☎0187(63)1511 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
相続手続き 農地転用 成年後見制度	秋田県行政書士会大仙支部	☎0187(62)0273 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
空き家バンク	町商工観光交流課	☎0187(84)4909 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
解体補助制度	町住民生活課	☎0187(84)4903 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
固定資産税	町税務課	☎0187(84)4902 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

# — 町が行っている空き家に関する事業をご紹介します —

## 空き家バンク制度

町では、空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件を空き家バンクに登録し、その情報を町ホームページや、情報提供を希望する方に紹介しています。空き家、空き地、空き店舗などを所有し、売却や賃貸を検討されている方は、町ホームページをご確認いただくか、町商工観光交流課へご相談ください。



## 空き家バンク成約奨励金

町の空き家バンク制度を活用し、空き家利用希望登録者との間に空き家・空き地・空き店舗の売買が成立した場合に、空き家等の物件登録者に対して奨励金を交付します。

### ■交付要件

次の要件をすべて満たすこと

- ① 売買成立した物件が空き家バンクに登録済の物件であり、所有者がその物件の登録者であること
- ② 物件売買契約の相手が空き家バンク利用希望登録者であること

- ③ ②が①の三親等以内の親族でないこと
- ④ 町税および使用料などを滞納していないこと

### ■交付金額

売買が成立した物件の土地、建物に係る固定資産税相当額の合計の2倍の額(上限額5万円)

### ■申請方法

申請する際は町商工観光交流課へお問い合わせください。様式等を送付します。

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

## 美郷町危険空き家解体事業補助金

町では、安全で安心なまちづくりの推進を図るため、空き家等の解体に係る経費の一部を補助する制度を設けています。

### ■対象家屋等

解体および撤去に補助金の交付が適当と判断された老朽で危険な空き家等

### ■対象者

町内にある空き家等の所有者または管理者など

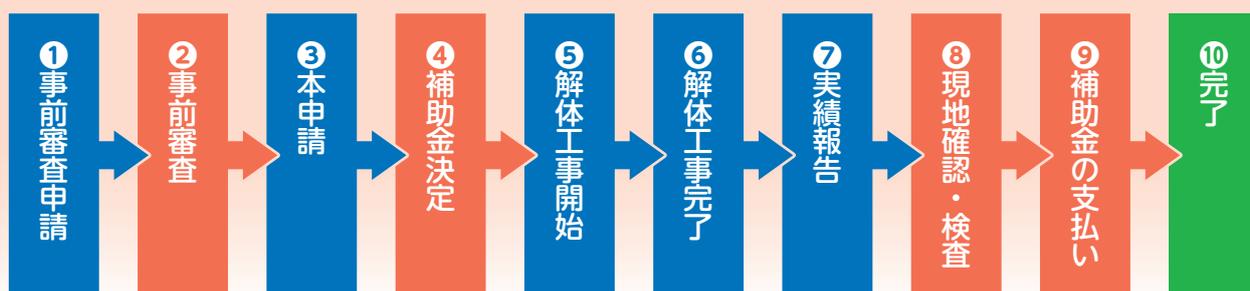
### ■補助金額

解体に係る経費の2分の1または5分の3(どちらも上限額100万円)

### ■申請方法

申請する際は町住民生活課へお問い合わせください。様式等を送付します。

### 申請から補助金交付までの流れ



申・問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903